

第3章

各対応の経過及び検証

<本章の見方について>

	(1)	(2)
第1節 実施体制		
1 感染症対応に係る危機管理体制		
(2) 新型コロナウイルス感染症対策調整担当の設置・対応	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：危機管理局危機管理課、総務局人事課		

(1) 本市事業について

本章では、本市が国等の制度や通知に基づかず独自に実施した事業については、本市独自事業であったことを明示するため、「本市事業」と表記する。

(2) 実施時期について

各項目の実施時期は、以下の区分により表記する。

- 流行初期：令和2年1月～令和3年2月
- 第4波：令和3年3月～同年6月
- 第5波：令和3年7月～同年12月
- 第6波：令和4年1月～同年6月
- 第7波：令和4年7月～同年9月
- 第8波：令和4年10月～令和5年5月